

調布市武者小路実篤記念館の臨時休館について

調布市武者小路実篤記念館条例(昭和60年条例第25号,以下「条例」という。)第4条ただし書の規定により,調布市武者小路実篤記念館を下記のとおり臨時に休館する。

記

1 施設名

調布市武者小路実篤記念館

2 臨時休館日

令和5年11月28日(火)から令和6年1月19日(金)まで
(ただし,条例第4条各号に掲げる日以外の日)

3 理由

調布市武者小路実篤記念館の設備改修工事として照明設備,排水ポンプ,自動火災報知機設備(受信機)等の改修を実施するため,工事期間中館内での騒音他により展示や閲覧等の利用に供することに支障があるため